



人材分野における公正取引委員会の取組

**令和元年 9月25日
公正取引委員会**

<背景>

- 個人の働き方が多様化し、「フリーランス」（スポーツ選手、芸能人等を含む個人として働く者）が増加
→ 今後、シェアリングエコノミー市場の拡大により、副業・兼業を含めて、一層の増加の見込みも
- 労働人口の減少、産業構造の変化などにより、深刻な人手不足の懸念
→ 人材獲得競争の活発化が予想される一方で、**活発化した競争を制限する行為**が行われるおそれ

【アンケート調査等で寄せられた具体的な行為例】

- フリーランスが競合他社に移籍した場合に、発注者が、秘密保持義務条項を根拠に訴訟提起を示唆する警告書を送付することで、円滑な移籍を妨害する。
- 発注者の一方的な都合であらかじめ取り決めていた仕様を変更し、追加的な作業が発生したにもかかわらず、フリーランスへの報酬額を据え置く。

<公正かつ自由な人材獲得競争を確保する意義>

公正かつ自由な競争による市場メカニズムが十分に発揮されることによって、

- 役務の価値を適切に踏まえた**正当な報酬**の実現
 - 社会全体における人材の**適材適所**の配置
 - 人材を利用して供給される商品・サービスの向上を通じた**消費者利益**の確保、経済活動の発展
更には、**経済的格差の是正**、**生産性・賃金上昇**、**経済成長**につながることも期待
- ⇔ 他方で、従来、人材獲得競争に関する独占禁止法上の考え方が整理されているとはいえない。

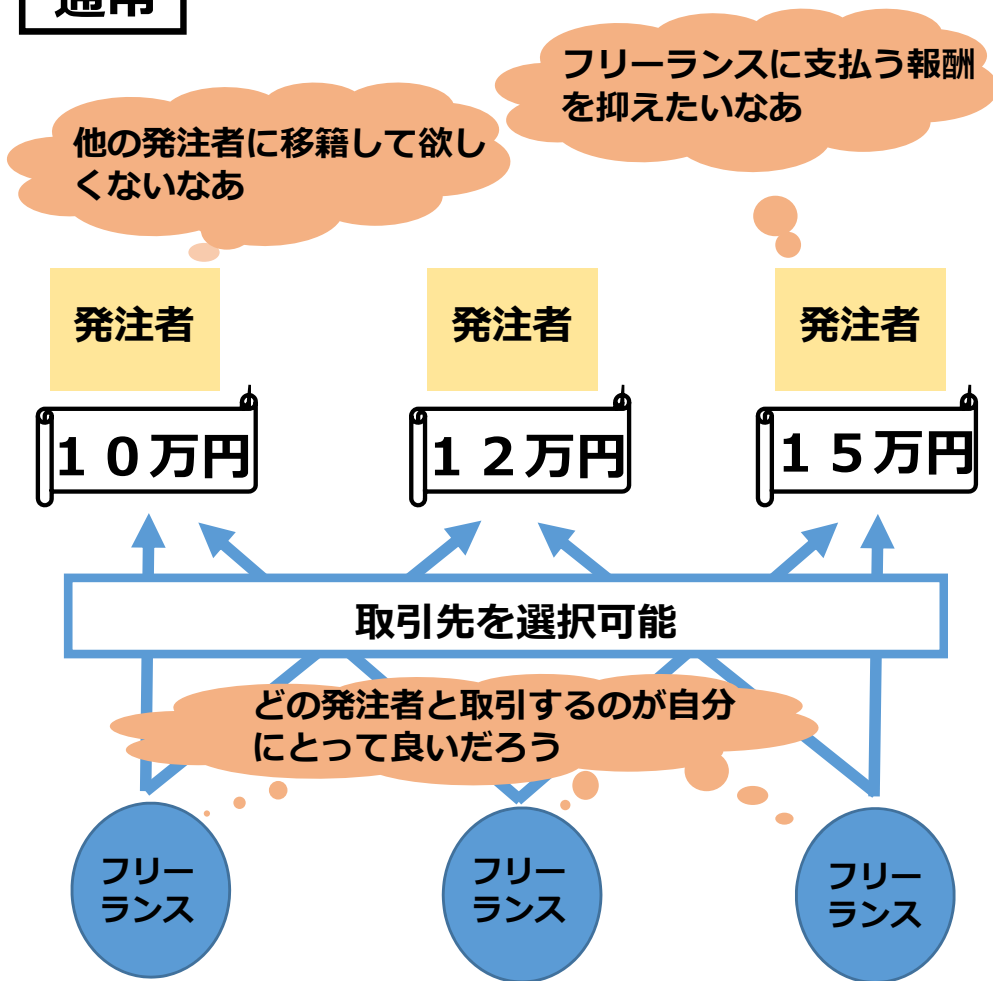
<「人材と競争政策に関する検討会」の開催>

人材分野に関する独占禁止法上の考え方等を整理するため、有識者による「**人材と競争政策に関する検討会**」を開催し、平成30年2月15日、報告書を取りまとめ・公表

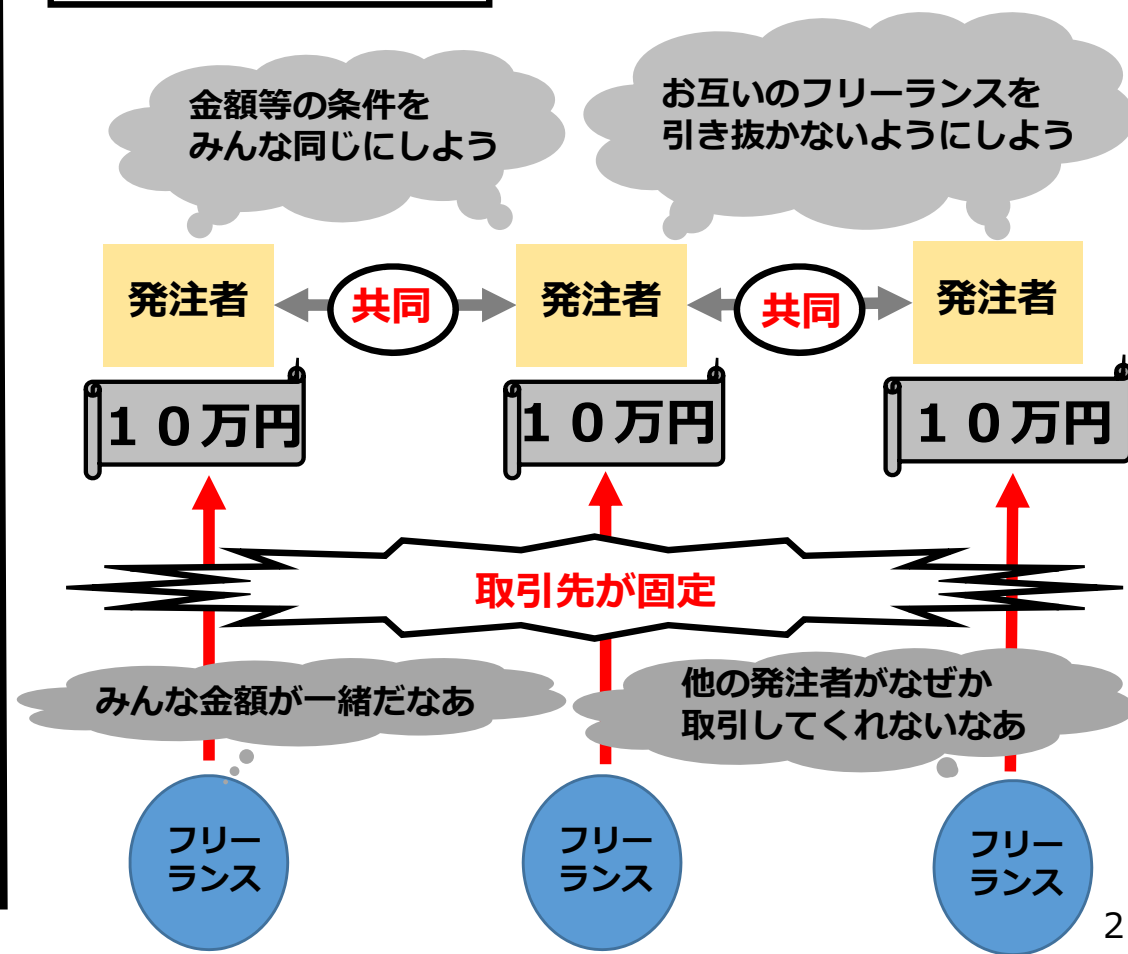
①発注者が共同して人材獲得競争を制限する行為

- 複数の発注者が共同して、①フリーランスに対する報酬・取引条件を取り決めることや、②フリーランスの移籍・転職を制限する内容を取り決めることは、**原則、独占禁止法上問題となる（不当な取引制限）**。

通常



独占禁止法上問題



②取引の相手方に不当に不利益を与える行為

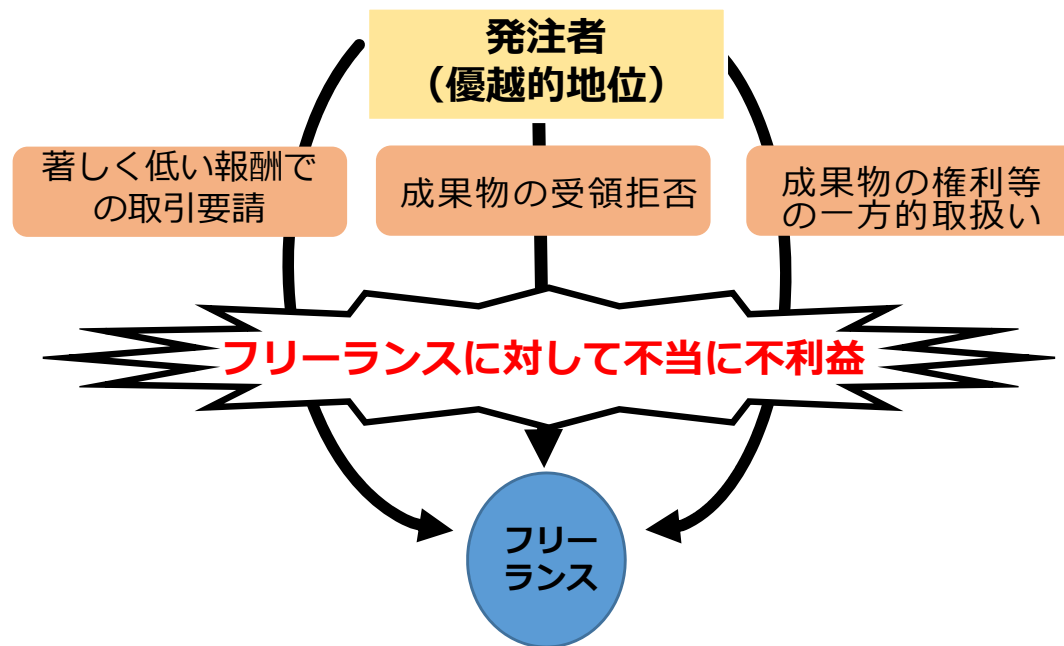
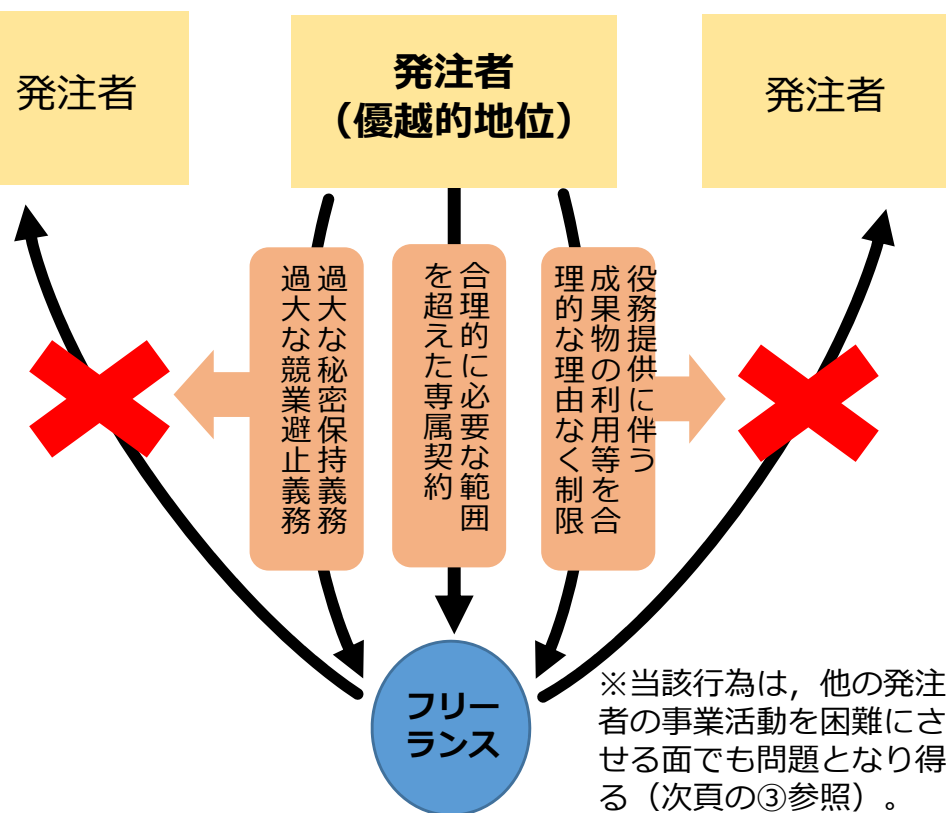
- 優越的地位にある（注）発注者が課す制限・義務等が、フリーランスに対し不当に不利益を与える場合は、**独占禁止法上問題となり得る（優越的地位の濫用）**。

（注）フリーランスの発注者に対する取引依存度、発注者の市場における地位、フリーランスの取引先変更の可能性等を総合的に考慮して個別具体的に判断される。

- 不当に不利益を与えるか否かは、これら制限・義務等の内容や期間が目的に照らして過大であるか、与える不利益の程度、代償措置の有無やその水準、あらかじめ十分な協議が行われたか等を考慮の上、個別具体的に判断される。

他の発注者との取引機会を失わせる行為

不当に不利な条件で取引する行為



※このほか、報酬の支払遅延、報酬の減額要請、発注者との取引とは別の取引によりフリーランスが得ている収益の譲渡の義務付けといった行為も該当し得る。

③他の発注者が人材を確保できなくさせる行為

- フリーランスの他の発注者との取引機会を失わせる制限・義務等（秘密保持義務，競業避止義務等）については，これにより，他の発注者がフリーランスを確保できなくなる，又はその結果商品・サービスの供給や参入が困難となる場合にも，**独占禁止法上問題となり得る（私的独占，取引拒絶，排他条件付取引，拘束条件付取引等）**。

④取引の相手方を欺き，自らと取引させる行為

- 発注者がフリーランスに対して実際と異なる取引条件を提示し，又は取引条件を十分に明らかにせず取引をすることにより，他の発注者との取引を妨げることとなる場合に，**独占禁止法上問題となり得る（取引妨害）**。

⑤競争政策上望ましくない行為

独占禁止法上は直ちに問題にならない場合であっても，競争に悪影響を与えたり，独占禁止法違反行為を引き起こす誘因となったりするため，以下の行為は，**競争政策上望ましくない**。

- フリーランスへの発注を全て口頭で行うこと
- フリーランスに課す秘密保持義務・競業避止義務の対象範囲が不明確であること
- 報酬等の取引条件について他のフリーランスへの非開示を求めること
- 人材獲得市場において取引条件を曖昧な形で提示すること

スポーツ事業分野においては、**スポーツ統括団体**（注1）が**移籍制限ルール**（注2）を定めている事例が認められたため、関係者からの情報提供の呼び掛け、ヒアリング等を通じて、移籍制限ルールの実態把握を実施

→ 公正かつ自由な選手獲得競争という観点からみて**合理性や必要性を十分に検討した上で設定されたとは言いがたい移籍制限ルール**が多く存在。また、スポーツ事業分野では、**活動全般について独占禁止法に対する意識・理解が必ずしも十分でない実態**

（注1）スポーツリーグの運営、競技会の主催等を行っている団体

（注2）チーム間における選手の移籍について一定の制約・条件を課すルール（移籍自体は可能であっても、競技会等への出場を認めないなどにより、実質的に同様の効果を有するものを含む。）

令和元年6月17日、「**スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方**」を公表し、各スポーツ統括団体等において、自主的な見直しや必要に応じた改定といった取組を期待

- チームは、スポーツ活動を通じて経済的な活動（事業活動）を行っている側面があり、その場合は、**独占禁止法上の事業者**として互いに競争している。
- 一般に、競争事業者間で、**共同して、人材の移籍・転職を制限・制約する旨を取り決めることは、原則として独占禁止法違反（2頁参照）となる**。また、事業者団体が当該取決めを設ける場合も同様（事業者団体が構成事業者の機能又は活動の不当に制限する場合も問題になり得る。）。
- 他方、スポーツ事業分野については、移籍制限ルールが、主に以下の2つの面で、競争を促進する効果を有する場合もあり得る。

①選手の育成費用の回収可能性を確保することにより、選手育成インセンティブを向上させること

②チームの戦力を均衡させることにより、競技（スポーツリーグ、競技会等）としての魅力を維持・向上させること

→ 移籍制限ルールは、直ちに違反とされるのではなく、達成しようとする**目的が競争を促進する観点からみても合理的か**、その**目的を達成するための手段として相当か**という観点から、様々な要素を総合的に考慮し、その合理性・必要性が個別に判断される。

（具体的着眼点の例）制限の期間等が目的達成に必要な範囲にとどまるか？ より制約的ではない他の手段（移籍金制度など）は採り得ないか？

- 少なくとも、移籍を**無期限に制限・制約するルール**は、その合理性・必要性が十分に認められるものとは言い難い。

芸能事務所と芸能人との間のいわゆる所属契約や取引慣行について、独占禁止法上問題となり得る行為としては、例えば、以下のものが想定される。

<芸能人の移籍・独立に関するもの>

- 所属事務所が、契約終了後は一定期間芸能活動を行えない旨の義務を課し、又は移籍・独立した場合には芸能活動を妨害する旨示唆して、移籍・独立を諦めさせること（優越的地位の濫用等）
- 契約満了時に芸能人が契約更新を拒否する場合でも、所属事務所のみ判断により、契約を一方向的に更新できる旨の条項を契約に盛り込み、これを行わせること（優越的地位の濫用等）
- 前所属事務所が、出演先（テレビ局等）や移籍先に圧力を掛け、独立・移籍した芸能人の芸能活動を妨害すること（取引妨害、取引拒絶等）

<芸能人の待遇に関するもの>

- 所属事務所が、芸能人と十分な協議を行わずに一方向的に著しく低い報酬での取引を要請すること（優越的地位の濫用）
- 芸能人に属する各種権利（氏名肖像権、芸能活動に伴う知的財産権等）を芸能事務所に譲渡・帰属させているにもかかわらず、当該権利に対する対価を支払わないこと（優越的地位の濫用）

<競争政策上望ましくないもの>

- 契約等を書面によらず口頭で行うことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないものの、優越的地位の濫用等の独占禁止法上問題となる行為を誘発する原因となり得るため、競争政策上望ましくない。

※これら行為が実際に独占禁止法違反となるかどうかは、具体的態様に照らして個別に判断されることとなる。例えば、優越的地位の濫用に関して、不当に不利益を与えるか否かは、課される義務等の内容や期間が目的に照らして過大であるか、与える不利益の程度、代償措置の有無やその水準、あらかじめ十分な協議が行われたか等を考慮の上、個別具体的に判断される。

- 人材分野に関する独占禁止法上の考え方（独占禁止法の対象となり得ること，問題となり得る具体的行為等）について，引き続き，関係各方面に積極的に周知
- 人材各分野における競争制限的な行為・慣行に関する実態の把握等
- 独占禁止法違反行為が認められる事案への的確な対処

例) スポーツ事業分野に関する取組

- 「スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方」等の独占禁止法上の考え方について，関係者（スポーツ統括団体等）への周知

例) 芸能分野に関する取組

- 独占禁止法上の考え方について，関係者（業界団体，芸能事務所等）への周知
- 業界団体等における取引慣行の改善・見直しに向けた自主的取組の支援